

大反響! もっとわかりやすく教えます

遺産相続

得する、損する

- 夫が先に死んだほうが得、妻が先に死ぬと損
- 亡くなった父親の年金が相続できる
- 実家はいまのうちに売ったほうがいい
- 親の財産、兄・姉・弟・妹より多くもらう方法がある
- 「損して得するウラ技」がある
- 年内に相続したほうが得、来年4月以降は損をするほか



ウソ・ホント

来年1月から 法律が変わって、 ルールも変わる

40年ぶりの相続法改正の施行まで残り3カ月を切った。断片的な情報を鵜呑みにすると、いざという時に失敗する。巷に流れる俗説は、どこまで本当なのか? 根源的な疑問を解決し、遺産相続で勝つ。

夫が先に死んだほうが得、妻が先に死ぬと損

遺産相続にかかわる民法改正は来年1月から順次施行される。ルールが変わること、「誰もが相続についての基礎知識が必須になった」と指摘するのは吉澤相続事務所の吉澤諭氏だ。

「この民法改正で相続実務のセオリーが一変する可能性があります。相続の基礎知識のあるなしで、残せる資産の額も大きく変わってくるでしょう」カウントダウンはもう始まっている。「こう変わる」と噂されている内容には、ウソもホントもある。何が正しいのか、

どう備えるのが得なのか、相続のプロの協力のもと、素朴な疑問にわかりやすく答えていこう。

夫と妻、どちらが先に死ぬと得なのか?

その鍵は、新設された「配偶者居住権」にある。A男さんの資産は自宅5000万円と現金が5000万円の計1億円だ。家族は妻と子どもが2人。従来通りの方法では、妻に2分の1の5000万円が相続され、子どもにそれぞれ2500万円ずつが相続される。だが、妻が5000万

円の自宅を相続してしまえば、手元に現金が残らず、住む家はあるが生活費が困窮してしまう懸念があった。そこで、今回「配偶者居住権」が新設された。妻は自宅に2500万円分の居住権を設定し、子ども2人に所有権をそれぞれ1250万円分ずつ持たせる。これにより、妻には住む家に加え、生活費となる2500万円の現金が残せるようになるというわけだ。妻は法定相続分の2分の1(上限1億6000万円)までは配偶者控除が受けられるから、A男さんの妻に相続税がかからないのはこれまで通り。だが居住権の設定のメリットは、その後にある。

「配偶者居住権は死後消滅すると解釈できますから、A男さんの場合、妻が亡くなった後の2次相続で、子は課税を免れます。妻が仮に現金2500万円を丸ごと残していたとしても、2人の子どものは、基礎控除4200万円まで課税されないの

「配偶者居住権」は使えませんが、妻が先に亡くなった場合、配偶者居住権は使えませんが、自身の死後はその資産が一度に丸ごと子どもに相続されます。妻が受けられる配偶者控除の特例を利用できず、また配偶者を介することで2度使えた基礎控除も一度しか使えません(曾根氏)

「自宅を所有している夫が妻に先立たれても、配偶者居住権は使えませんが、自身の死後はその資産が一度に丸ごと子どもに相続されます。妻が受けられる配偶者控除の特例を利用できず、また配偶者を介することで2度使えた基礎控除も一度しか使えません(曾根氏)」

「配偶者居住権は死後消滅すると解釈できますから、A男さんの場合、妻が亡くなった後の2次相続で、子は課税を免れます。妻が仮に現金2500万円を丸ごと残していたとしても、2人の子どものは、基礎控除4200万円まで課税されないの

「配偶者居住権は死後消滅すると解釈できますから、A男さんの場合、妻が亡くなった後の2次相続で、子は課税を免れます。妻が仮に現金2500万円を丸ごと残していたとしても、2人の子どものは、基礎控除4200万円まで課税されないの

父が死亡、母も長くないなら、子の一括相続が得

父が亡くなった。だが残された母の老い先も長くないような場合、面倒を避けて一気に子どもが相続するケースが多い。しかし、母にいったん遺産相続させるのが、一般的には一番得する。妻が持つ「配偶者控除」を利用すれば、2次相続の際に無税にできる場合が多いからだ。

「夫の資産が7000万円程度で、子どもが1人の場合は、まず基礎控除4200万円と母の配偶者控除を利用して、相続税を160万円に抑えることができます。また、母親がすぐに亡くなっても、2次相続で母親からの相続分3500万円は基礎控除の枠内になり、無税です」(曾根氏)

勘違いしている人が多いが、故人の未支給年金は、遺産としては相続できない。ただし遺族の中で受け取り人の優先順位が決まっております。「遺族の一時所得」として、所得税がかかることになる。年金は亡くなった日の

亡くなった父親の年金が相続できる

その月まで受給することができるとが。たとえば10月1日に亡くなったとしても、10月分の年金は満額支給される。これを受け取ることができるとは誰なのか。「配偶者、子、父母、孫、

妻は受け取れるが……

祖父母、きょうだい、三親等以内の親族の順で請求できる優先順位が決まっています。大事な要素は生計を同じくしているかどうかということ。最も優先順位が高くなる可能性があるのは配偶者で、続いて同居していたり、介護していたりする子になります」(岡野氏)

ただし、もし口座が凍結されずに、父親の口座に振り込まれていた場合でも、請求が必要になるので注意が必要だ。請求を怠れば、返納しなければならぬこともある。なお、夫が亡くなった後に妻がもらえる遺族年金は、「事実婚の相手も受給できることがある」(吉澤氏)。「連名の郵便物」などで内縁関係が証明できる場合だ。遺産を妻が相続し、遺族年金は愛人が受け取った例もある。

実家はいまのうちに売ったほうがいい

いまは東京オリンピック前で、都心の地価は高止まっている。だが、長期的にみれば、2020年を境に全国的に不動産価格が下落していくと見

る専門家は多い。

「親と子が同居しておらず、売却資金を使い老人ホームへの入居を検討しているのであれば、いまが実家を売るチャンスか

親の財産、兄・姉・弟・妹より多くもらう方法がある

多くの遺産をもらいたいという気持ちは、誰でも心のどこかにある。「他のきょうだいやよりも多くの遺産を相続したいなら、最も有利なのは、親と同居していることでしょう。自分が親と同居しているのであれば、他のきょうだいやよりも優遇措置が受けられる可能性ががあります」(曾根氏)

親と同居していると、たいていそのまま自宅を相続する流れになるが、その際に小規模宅地等の特例が受けられ、固定資産評価額の8割が減免されるので、税負担を軽くすることができ。また今回の民法改正で

ら、6000万円の控除が受けられます」(曾根氏) 将来、値段が下がってしまえば、控除のメリットも活かせなくなる。実家が空き家となってしまうという場合も、いま売ったほうがいい。「実家を空き家のままにしておく、固定資産税が出ていくだけです。住む目的がなく、収益性が見込めない不動産は資産とは呼べません。すでに相続している場合なら、なおのこと急いで売るべきです。現在は空き家を売ったときの特例で、3000万円の控除を受けられることができますが、これは来年いっぱいまでの特例なのです」(吉澤氏)

生前贈与は、誰でもやったほうがいい

相続と生前贈与、どちらが得なのか？ 生前贈与は相続税の節税目的に使われることが多い。だ

が多額の相続税がかかる資産がある人にはメリットはあるが、そうでない人にメリットは少ない。

かもしれません。子どもが同居していない場合は、相続しても、小規模宅地等の特例という大幅減税の特典が使えないからです」(曾根氏)

ある程度の値段がつくうちに、売ってしまうというわけだ。特に実家が夫婦の共同名義になっているなら、いま売却するメリットが高まる。

「マイホームを売却する場合、居住用財産を譲渡した場合の特別控除が受けられますが、控除額は3000万円に上りません。それが夫婦共同名義ならば、それぞれ3000万円のダブル控除が受けられる。夫2分の1、妻2分の1の共同名義な

今回の民法改正では、婚姻期間20年以上の妻へ生前贈与すれば、遺産分割の対象から完全に外されることになり、生前贈与は妻にとってお得な方法になった。また妻は生前贈与を受けると、2000万円までなら非課税の配偶者控除を受けられる。相続時の遺産分割の際に、有利になるので、妻にとっても、生前贈与は得な方法に見える。

しかし問題は、相続に比べると、手続きのためのコストが高いことだ。

「贈与を受けた場合は、相続ではかからない『不動産取得税』(固定資産税評価額の4%。軽減特例あり)がかかります。また、登記の登録免許税は固定資産税評価額の2%で、相続時の5倍です。贈与は相続に比べコスト高といえます」(曾根氏)

相続がよいのか、贈与を選ぶのがよいのか、その線引きはどこにある？ 「資産が基礎控除の枠内

取り早い方法は、より多くの遺産を相続させてもらえるように遺言書を書いてもらうことではない。「法律事務所アルシエン・武内優宏弁護士」

一方で親と同居している子——多くの場合は長男——は「親の資産を生

父の死後に出てきた遺言の録音テープは有効

これは誤りだ。「遺言書は要件を満たしていないと無効です。遺言を録音しても法的には一切認められません。しかし相続人たちに与える精神的な影響は大きいので、テープを聞いて「親父の意思は遺言書とは違う」と、トラブルに発展することはある」(武内氏)

今回の改正では、自筆証書遺言の要件が緩和される。従来は



「長男に高額評価の不動産、次男には金融資産と指定してある遺言書があり、長男が相続税の支払いに現金が用意できず、苦労した例がありました。また公正証書遺言でも注意が必要です。相続人が最低限相続する権利が

ある遺留分も無視して、すべてを1人の相続人に相続させるような遺言書があっても、公証人はそれが

再婚した妻は家をもらえない

相続につきものなのが、先妻の子どもと後妻の間のトラブルだ。子どもがいない後妻が(法定相続分の)2分の1を相続した場合、その資産の相続人は後妻のきょうだいだ。先妻の子からすれば、「アカの他人」に遺産をもっていられるという意識が芽生える。

トラブルを避けるため、後妻は相続を放棄して、身を引く例さえあった。再婚した妻が、家がもらえない状態になるのだ。

「しかし、夫としては自分の目の黒いうちに、再婚した妻の老後のための資産を残せるようにしておきたい。今回の改正で、生前贈与によって妻の権

れをとがめないことが多く、最終的に無効になってしまふ」(武内氏)

細心の注意が必要だ。

相続税で「損して得するウラ技」がある

あまり知られていないが、相続税はあとから還付請求することができる。「不動産の相続税評価額は、税理士が過大評価して計算してしまうケース

が多々あります。単純なミスも多いですが、税務調査が入るのを避けるため、あえて多めに申告していることもある。とられ損」になってい

遺産相続 得する、損する ウソホント

親が死んだら、親の預金は自由に使える

親が死亡すると、すぐに銀行口座が凍結され、遺産分割協議が終わるまで、一切の資金が口座から引き出せない。葬儀代もおろせない。問題の多かったこの仕組みは、今回の法改正で変わる。



葬儀代を巡るトラブルも

る人も多いのですが、実は、後に「更正の請求」をすれば、相続税を取り戻すことができます。いわば損して得することができます」(岡野氏)

相続税の実務に精通していない税理士は、相続税評価額を減らせる要件があることを見落とすことが多いため、払い過ぎが発生しやすい。

評価を減らせる土地とは、たとえば高低差があり、開発に工夫が必要な土地、また埋蔵文化財のある土地、あるいは墓地に隣接している土地といったものだ。17年までに相続が発生した人なら、500㎡(3大都市圏)〜1000㎡(それ以外)

計の一部にして、得している」として、他のきょうだいから見られていることも忘れてはならない。「もし泥沼の相続争いに発展すれば、裁判費用もかかり、むしろ長男は損をする心持たほうがいいでしょう」(武内氏)

すべて自筆が要件だったが、これからは財産目録はパソコンでの作成が認められるようになる。ただし、作りやすくなるとはいえ、安易な遺言書は、「争族」を助長することも知っておきたい。「長男に高額評価の不動産、次男には金融資産と指定してある遺言書があり、長男が相続税の支払いに現金が用意できず、苦労した例がありました。また公正証書遺言でも注意が必要です。相続人が最低限相続する権利が

「生命保険に加入して、受取人を妻が長男にしておくのもいいでしょう。葬儀代や遺品整理などのコストを考えれば、最低でも200万円くらいの保険金がおけるようにしておきたい」(吉澤氏)

もつとも早く施行されるのは、来年1月13日に施行される「遺言書的方式緩和」で、財産目録のパソコンでの作成が認められる。これを機に家族で相続について、話し合っておきたい。

「簡単にできるようになったとはいえ、納得感の少ない遺言書は、家族の亀裂を生みます。どう遺産を分けるのが納得を得られやすいのか、介護の負担への報い方をどうするのか、改正を前提に今から話し合っておくべきでしょう」(曾根氏)

年内に相続したほうが得、来年4月以降は損をする

今回の相続大改正では、基本的に「妻有利」のルールになる。とりわけ配偶者居住権では、妻は得するが、他の家族にとっては、結果的に取り分は小さくなるケースが多い。「家を売却し、現金を法定相続分で割っていたケースでは、短期的には子どもには「損」になります。妻が居住権を得れば、子は家の所有権は得ても、一時的に得られる金額は減るからです」(曾根氏)

そのため、子どもにとつては、配偶者居住権の施行前の年内の相続のほうが、「得」といえるだろうし、逆に「損」するのは、来年4月以降とみられる施行後になるだろう。

改正後の運用は、詳細がまだ明確ではない。納得すく遺言こそ、今は最も重要かもしれない。